港湾法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年十一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十三号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第六十条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「法」の下に「第五十条の六第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第五十条の七第五項、」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月一日）から施行する。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

2　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十三号中「及び第四十条第一項」を「、第四十条第一項及び第五十条の十三」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

国土交通大臣　太田　昭宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年十一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十四号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の二十一第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の十の表第一号中「及び」を「並びに」に改め、「北米海域」の下に「及び米国カリブ海海域」を加える。

別表第五に次のように加える。

米国カリブ海海域	北緯十一度十分、西経六十一度五十分、北緯十一度十分、西経六十一度四十分、北緯十一度二十分、西経六十一度四十分、北緯十一度二十分、西経六十一度五十分、北緯十一度十分、西経六十一度五十分及び北緯十度五十分、西経六十一度五十分、北緯十度五十分、西経六十一度四十分、北緯十度二十分、西経六十一度四十分、北緯十度二十分、西経六十一度五十分、北緯十度十分、西経六十一度五十分及び北緯十度十分、西経六十一度五十分、北緯十度